

議第90号

滋賀県税条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 7月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県税条例等の一部を改正する条例

(滋賀県税条例の一部改正)

第1条 滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項中「。次項」を「。同項」に改め、同条第3項の表に次のように加える。

第29条第3項から 第5項まで)の資本金等 の額)に係る固有法人の資本金等の額
--------------------	--------------	-----------------

第37条の2第3項および第4項中「にあつては」を「には」に改める。

第39条の2第17項中「政令で定める」を「施行令第39条の2の3に規定する」に、「第10条第3項」を「第16条第3項」に改める。

第40条の3第1項中「消費等」の右に「(第3項第3号アにおいて「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の右に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項に定めるもののほか、これら」に改め、「重量」の右に「または金額」を、「計算」の右に「その他これらの規定の適用」を加え、「第39条の9」を「第39条の9の2」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第8条の2の3に規定するものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額として施行令第39条の9の2第4項に規定するところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項または第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額および第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロおよび第4項の規定の例により算定した金額

第40条の4中「860円」を「930円」に改める。

第41条の2中「公益財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本スポーツ協会」に改める。

第71条第2項第5号を次のように改める。

(5) 自動車登録番号

第71条第3項第3号および第4号を次のように改める。

(3) 自動車登録番号

(4) その他知事が必要と認める事項

付則第8条第14項中「政令で定める」を「施行令附則第7条第22項に規定する」に改め、同条第15項中「政令で定める」を「施行令附則第7条第23項に規定する」に改める。

付則第9条第1項中「附則第3条の2の19」を「附則第3条の2の20」に改め、同条第5項中「改修工事で政令で定める」を「改修工事で施行令附則第9条の3第1項に規定する」に、「改修工事対象住宅で政令で定める」を「改修工事対象住宅で施行令附則第9条の3第2項に規定する」に改め、同条第8項中「政令で定める」を「施行令附則第9条の4に規定する」に改める。

付則第10条の2第2項第1号ア(イ)中「第80条第1号イ」を「第147条第1号イ」に、「第78条第1項」を「第145条第1項」に改める。

付則第10条の2の3第9項第1号中「乗用車（総務省令で定める）」を「乗用車（施行規則附則第4条の6の2第8項に規定する）」に、「バス（総務省令で定める）」を「バス（施行規則附則第4条の6の2第9項に規定する）」に、「総務省令で定めるもの（以下この項）」を「施行規則附則第4条の6の2第10項に規定するもの（以下この項）」に、「総務省令で定めるもの（以下この条）」を「施行規則附則第4条の6の2第11項に規定するもの（以下この条）」に改め、同項第2号中「附則第4条の6の2第10項」を「附則第4条の6の2第12項」に改め、同項第3号中「附則第4条の6の2第12項」を「附則第4条の6の2第13項」に改め、同条第10項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6の2第14項に規定する」に改め、同条第11項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6の2第15項に規定する」に改め、同条第12項中「附則第4条の6の2第14項」を「附則第4条の6の2第16項」に改め、同条第13項

中「附則第4条の6第16項」を「附則第4条の6の2第17項」に改め、同条第14項中「附則第4条の6の2第17項」を「附則第4条の6の2第18項」に改める。

付則第10条の3第3項第4号中「第80条第1号イ」を「第147条第1号イ」に、「第78条第1項」を「第145条第1項」に改める。

付則第13条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4または第37条の9の5」を「第37条の8または第37条の9」に改める。

付則第14条の3の3第3項第2号中「第25条の13の8第5項」を「第25条の13の8第8項」に改める。

第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

第40条の3第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

第3条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に改め、「法人税割」の右に「（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）」を加え、同条第4項中「この節」の右に「（第30条第2項から第5項までを除く。）」を加え、同条第5項中「によつて」を「により」に改める。

第21条中「所得割の納税義務者に」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者に」に改め、同条第1号アの表(7)の項中「45万円」を「55万円」に、「40万円」を「50万円」に改める。

第30条に次の4項を加える。

2 特定法人である内国法人は、前項の規定により、同項に規定する申告書（以下この項から第4項までにおいて「納税申告書」という。）により行うこととされている法人の県民税の申告については、前項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第4項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（以下「機構」という。）を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

3 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

(1) 納税申告書に係る事業年度または連結事業年度開始の日（公共法人等にあつては、前年4月1日）現在における資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人

(2) 保険業法に規定する相互会社

(3) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人（第1号に掲げる法人を除く。）

(4) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（第1号に掲げる法人を除く。）

4 第2項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申

告書により行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。

- 5 第2項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

第37条第1項第1号イ中「みなし課税法人、」の右に「投資法人（」を加え、「（昭和26年法律第198号）」を削り、「投資法人、」を「投資法人をいう。第38条の6第2項において同じ。）、特定目的会社（」に改め、「（平成10年法律第105号）」を削り、「特定目的会社」の右に「をいう。第38条の6第2項において同じ。）」を加え、同条第3項中「、この節」の右に「（第38条の6を除く。）」を加える。

第38条の5の見出し中「の期間」を削り、同条第1項中「法人が、」を「法人は、」に、「すべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる」を「、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める期間内に、法第72条の25、第72条の26、第72条の28および第72条の29に規定する申告書を知事に提出し、およびその申告した事業税額を納付書によつて納付しなければならない」に改め、同項第1号中「または第72条の28第1項」を「、第72条の28第1項または第72条の29第1項」に改め、「第72条の28第2項」の右に「および第72条の29第2項」を加え、同号ウ中「2月以内（」の右に「法第72条の25第1項または第72条の28第1項に規定する法人のうち」を加え、「有しない法人」を「有しない外国法人」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同条第2項を次のように改める。

- 2 法第72条の31第2項の規定により修正申告納付する法人は、同項に規定する修正申告書を知事に提出し、およびその修正により増加した事業税額を納付書によつて納付しなければならない。

第38条の5に次の1項を加える。

- 3 法第72条の31第3項の規定により修正申告納付する法人は、同項の税務官署が更正または決定の通知をした日から1月以内に、同項に規定する修正申告書を知事に提出し、およびその修正により増加した事業税額を納付書によつて納付しなければならない。

第38条の6を次のように改める。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告）

第38条の6 特定法人である内国法人は、前条の規定により、同条第1項に規定する申告書または同条第2項もしくは第3項に規定する修正申告書（以下この条において「納税申告書」という。）により行うこととされている法人の事業税の申告については、前条の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第3項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

- 2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。
- (1) 納税申告書に係る事業年度開始の日現在における資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人
 - (2) 保険業法に規定する相互会社
 - (3) 投資法人（第1号に掲げる法人を除く。）
 - (4) 特定目的会社（第1号に掲げる法人を除く。）

3 第1項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 第1項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

第38条の16第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「この節」の右に「（第38条の19の2を除く。）」を加える。

第38条の19の次に次の1条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告の特例）

第38条の19の2 特定法人（消費税法第46条の2第2項に規定する特定法人をいう。）である事業者は、前条の規定により、同条に規定する申告書（以下この条において「納税申告書」という。）により行うこととされている譲渡割の申告については、前条の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、総務省令で定めるところにより、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

第40条の3第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改める。

第40条の4中「930円」を「1,000円」に改める。

付則第4条の2の2第1項中「数を乗じて得た金額」の右に「に10万円を加算した金額」を加える。

付則第5条の4第1項第3号および第5条の4の2第1項第2号中「同年分」を「前年分」に改める。

付則第7条の3第1項後段を次のように改める。

この場合において、第38条の19および第38条の19の2の規定の適用については、次の表の

左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第38条の19第1項および第2項	知事	税務署長
第38条の19の2第1項	、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により知事に	あらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項および第3項において同じ。）とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として総務省令で定める方法により
第38条の19の2第3項	法第762条第1号の機構	同項の国税庁
	電子計算機（入出力装置を含む。）	電子計算機
	知事	税務署長

第4条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

第40条の3第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改める。

第40条の4中「1,000円」を「1,070円」に改める。

第5条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

第40条の3第1項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

（滋賀県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 滋賀県税条例等の一部を改正する条例（平成27年滋賀県条例第50号）の一部を次のように改正する。

付則第8項中「は、28年新条例」を「は、滋賀県税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

付則第19項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「204円」を「274円」に改める。

付則第20項の表付則第10項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表付則第12項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改め、同表付則第13項の

項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改める。

第7条 滋賀県税条例等の一部を改正する条例（平成28年滋賀県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち滋賀県税条例第71条の改正規定中「、同項第5号中「第60条第2項第2号」を「第73条の4第2項第2号」に改め」および「、同項第4号中「第60条第2項第2号」を「第73条の4第2項第2号」に改め」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中滋賀県税条例第39条の2第17項、第40条の3および第40条の4の改正規定ならびに第6条ならびに付則第6項から第12項までの規定 平成30年10月1日

(2) 第1条中滋賀県税条例付則第10条の2第2項および第10条の3第3項の改正規定 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第45号）の施行の日

(3) 第1条中滋賀県税条例付則第13条の2第3項の改正規定 平成31年1月1日

(4) 第2条および付則第13項の規定 平成31年10月1日

(5) 第3条中滋賀県税条例第17条の改正規定（「法人税割」の右に「（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）」を加える部分を除く。）、第30条、第37条および第38条の5の改正規定（同条第1項第1号に係る部分および同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする部分を除く。）、第38条の6および第38条の16の改正規定ならびに第38条の19の次に1条を加える改正規定ならびに同条例付則第5条の4第1項、第5条の4の2第1項および第7条の3第1項後段の改正規定ならびに付則第3項から第5項までの規定 平成32年4月1日

(6) 第3条中滋賀県税条例第40条の3第3項および第40条の4の改正規定ならびに付則第14項から第20項までの規定 平成32年10月1日

(7) 第3条中滋賀県税条例第21条の改正規定および同条例付則第4条の2の2第1項の改正規定ならびに次項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条および付則第21項から第27項までの規定 平成33年10月1日

(9) 第5条および付則第28項の規定 平成34年10月1日

（県民税に関する経過措置）

2 前項第7号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成32年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 付則第1項第5号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例（次項および付則第5項におい

て「32年4月新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 4 32年4月新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、付則第1項第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

- 5 32年4月新条例第38条の16第2項および32年4月新条例付則第7条の3第1項後段の規定により読み替えられた32年4月新条例第38条の19の2の規定は、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の78第3項に規定する課税期間が付則第1項第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が同日前に開始した場合については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

- 6 別段の定めがあるものを除き、付則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 7 平成30年10月1日前に滋賀県税条例第40条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等(同条例第40条の5第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。)が行われた地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「地方税法等改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法第74条第1号に規定する製造たばこ(滋賀県税条例等の一部を改正する条例(平成27年滋賀県条例第50号)付則第7項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項、次項および付則第12項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する滋賀県税条例第40条第1項に規定する卸売販売業者等(以下「卸売販売業者等」という。)または地方税法等改正法第1条の規定による改正後の地方税法(次項および付則第15項において「新法」という。)第74条第1項第4号に規定する小売販売業者(以下「小売販売業者」という。)がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内にある場合に限り、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たば

こ税の税率は、1,000本につき70円とする。

8 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号。付則第12項において「30年24号改正省令」という。）別記第1号様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成30年10月31日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 所持する製造たばこの区分（新法第74条第2項に規定する製造たばこの区分をいう。付則第16項および第23項において同じ。）および区分ごとの数量ならびに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

(2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

(3) その他参考となるべき事項

9 付則第7項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第23条第3項に規定する市町たばこ税に係る申告書または所得税法等改正法附則第51条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長または税務署長に提出したときは、前項の規定による申告書は、知事に提出されたものとみなす。

10 付則第8項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

11 付則第7項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、付則第1項第1号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例（以下この項において「新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第40条の3第1項、第40条の4、第40条の5および第40条の7から第40条の9までの規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条の3第2項	前項	滋賀県税条例等の一部を改正する条例（平成30年滋賀県条例第 号。次項および第40条の9の2において「平成30年改正条例」という。）付則第7項
第40条の3第3項	第1項	平成30年改正条例付則第7項
第40条の9の2	第40条の7第1項から第3項まで	平成30年改正条例付則第8項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成30年10月31日

12 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、付則第7項の規定により県たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、滋賀県税条例第40条の8の

規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、または納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除または還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、または当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第40条の7第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、30年24号改正省令附則第5条第3項に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

- 13 付則第1項第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 14 別段の定めがあるものを除き、付則第1項第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 15 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた新法第74条第1項第1号に規定する製造たばこ（以下「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内にある場合に限り、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 16 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。以下「30年25号改正省令」という。）別記第1号様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成32年11月2日までに、知事に提出しなければならない。
 - (1) 所持する製造たばこの区分および区分ごとの数量ならびに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
 - (2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
 - (3) その他参考となるべき事項
- 17 付則第15項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第25条第3項に規定する市町たばこ税に係る申告書または所得税法等改正法附則第51条第10項において準用する同条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長または税務署長に提出したときは、前項の規定による申告書は、知事に提出されたものとみなす。
- 18 付則第16項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

19 付則第15項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、付則第1項第6号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例（以下この項において「32年10月新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（32年10月新条例第40条の3第1項、第40条の4、第40条の5および第40条の7から第40条の9までの規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年10月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条の3第2項	前項	滋賀県税条例等の一部を改正する条例（平成30年滋賀県条例第 号。次項および第40条の9の2において「平成30年改正条例」という。）付則第15項
第40条の3第3項	第1項	平成30年改正条例付則第15項
第40条の9の2	第40条の7第1項から第3項まで	平成30年改正条例付則第16項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成32年11月2日

20 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、付則第15項の規定により県たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、滋賀県税条例第40条の8の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、または納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除または還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、または当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第40条の7第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、30年25号改正省令附則第4条第3項に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

21 別段の定めがあるものを除き、付則第1項第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

22 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内にある場合に限り、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当

該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

23 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、30年25号改正省令別記第1号様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成33年11月1日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 所持する製造たばこの区分および区分ごとの数量ならびに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- (2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
- (3) その他参考となるべき事項

24 付則第22項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第26条第3項に規定する市町たばこ税に係る申告書または所得税法等改正法附則第51条第12項において準用する同条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長または税務署長に提出したときは、前項の規定による申告書は、知事に提出されたものとみなす。

25 付則第23項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

26 付則第22項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第4条の規定による改正後の滋賀県税条例（以下この項において「33年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（33年新条例第40条の3第1項、第40条の4、第40条の5および第40条の7から第40条の9までの規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条の3第2項	前項	滋賀県税条例等の一部を改正する条例（平成30年滋賀県条例第 号。次項および第40条の9の2において「平成30年改正条例」という。）付則第22項
第40条の3第3項	第1項	平成30年改正条例付則第22項
第40条の9の2	第40条の7第1項から第3項まで	平成30年改正条例付則第23項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成33年11月1日

27 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、付則第22項の規定により県たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、滋賀県税条例第40条の8の

規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、または納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除または還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、または当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第40条の7第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、30年25号改正省令附則第5条第3項に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

28 付則第1項第9号に掲げる規定の施行の前日に課した、または課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。